

日本 GAP 協会は「仮認定 NPO 法人」に認可されました。

高い税制優遇が適用されます！

日本 GAP 協会は、東京都より「仮認定 NPO 法人」として認可されました。認定 NPO 法人とは、NPO 法人のうち、より高い税制優遇を適用するために所轄庁に「客観的な基準において、高い公益性をもっている」ことを判定された法人です。

東京都の NPO 法人 9,381 団体中、認定・仮認定 NPO 法人は 42 団体（2013 年 4 月 30 日時点）であり、NPO 法人の中でもなかなか得られる認定ではありません。

その結果として、日本 GAP 協会に寄付をすると寄付者は“所得税・法人税が還付される”という嬉しい税制優遇が受けられることとなります。言い換えると、自分が応援する認定・仮認定 NPO 法人に寄付をすると、年末調整や確定申告で“所得税・法人税の還付”という形で部分的に戻ってくる制度です。

欧米諸国も同様の流れですが、日本でも数年前より超党派の議員連盟が活動して NPO 法人を「新しい公共」として活用して行こうとしています。

おかげさまで、日本 GAP 協会は認定を受けることができ、寄付者への高い税制優遇が始まりました。頂いた寄付金については、JGAP の普及活動に利用させていただきます。

皆様からの寄付、是非お待ちしております。

<参考>

日本 GAP 協会 「認定 NPO と寄附について」

http://jgap.jp/JGAP_Assoc/index.html#nintei_NPO_kifu

新しい公共について 内閣府

<http://www5.cao.go.jp/npc/suishin.html>

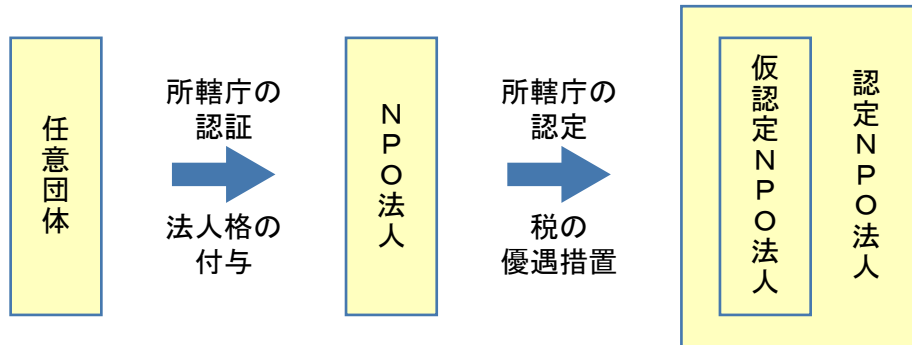
問合せ先：佐藤 TEL 03-5215-1112 FAX 03-5215-1113 E-mail: info@jgap.jp

◆日本GAP協会が仮認定NPO法人を取得しました！

日本GAP協会は、2013年3月4日に東京都より「仮認定NPO法人」として認可されました。

認定NPOとは、NPO法人のうち、より高い税制優遇を適用するために所轄庁に「客観的な基準において、高い公益性をもっている」ことを判定された法人です。

東京都のNPO法人9,381団体中、認定・仮認定NPOは42団体（2013年4月30日時点）です。



◆日本GAP協会に寄附する場合のメリット

①寄附する場合、貴社が税制優遇をうけることができます

●企業（法人）が寄附をする場合

法人税（国税）の計算において、仮認定NPO法人に対する寄附金は、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、別枠の損金算入限度額が設けられています。つまり最大で一般寄附金分と別枠分の寄附金が損金算入できることとなり、この分には法人税（住民税・事業税を含みます）が課税されません。

（例）資本金が1,000万円、税引前利益が1,000万円の企業が40万円寄附をした場合
40万円全額が損金算入できるため

¥400,000×約40%（法人税・住民税・事業税）＝約¥160,000（軽減される税額）

一般の寄附金

$(A+B) \times 1/4 =$ 損金算入限度額
A…期末資本金等の額×当期の月数/12×0.25%
B…寄附金支出前の所得金額×2.5%



日本GAP協会に対する寄附金

$(C+D) \times 1/2 =$ 損金算入限度額
C…期末資本金等の額×当期の月数/12×0.375%
D…寄附金支出前の所得金額×6.25%

※確定申告書に寄附金のリスト（明細書）を記載の上、日本GAP協会が発行する寄附金受領証明書を添付します。

②JGAPの最新情報をご提供いたします。

◆寄附金の使用用途

寄附金は、JGAPの開発事業に使用します。

個人が日本GAP協会に寄附する場合は、裏面をご覧ください。



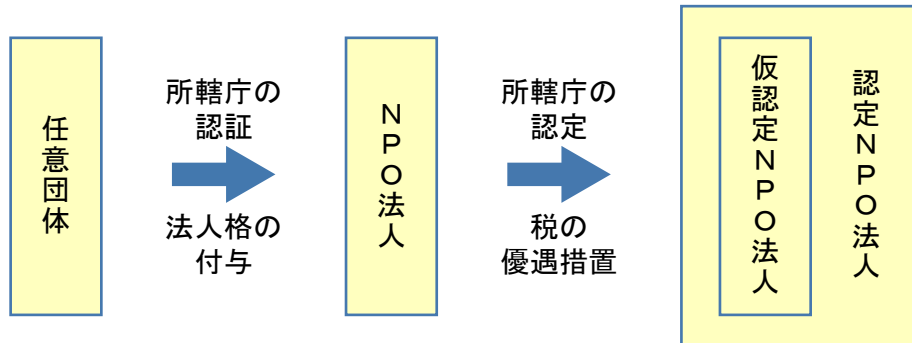
仮認定NPO法人と寄附について 個人用

◆日本GAP協会が仮認定NPO法人を取得しました！

日本GAP協会は、2013年3月4日に東京都より「仮認定NPO法人」として認可されました。

認定NPOとは、NPO法人のうち、より高い税制優遇を適用するために所轄庁に「客観的な基準において、高い公益性をもっている」ことを判定された法人です。

東京都のNPO法人9,381団体中、認定・仮認定NPOは42団体（2013年4月30日時点）です。



◆日本GAP協会に寄附する場合のメリット

①寄附する場合、寄附者個人が税制優遇をうけることができます

●個人が認定（仮認定）NPO法人に寄附をすると、所得税（国税）の計算において、寄附金控除（所得控除）又は税額控除のいずれかの有利な控除を選択適用できます。

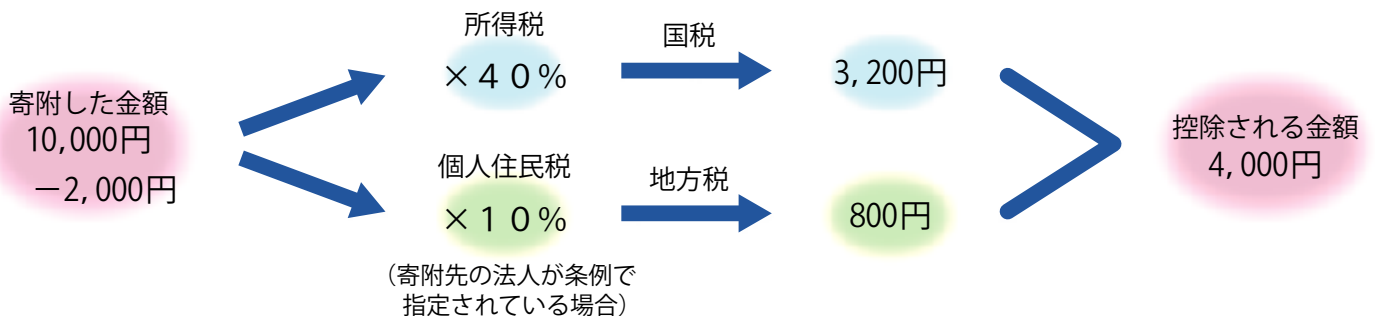
また、都道府県又は市区町村が条例で指定した認定（仮認定）NPO法人に個人が寄附をすると、個人住民税（地方税）の計算において、寄附金税額控除が適用されます。

国税と地方税あわせて、寄附金額の最大50%が税額から控除されます。

①所得税額の控除額（税額控除を選択した場合）⇒（寄附金額－2,000円）×40%

②住民税額の控除額（都道府県と市区町村双方が指定した場合）⇒（寄附金額－2,000円）×10%

【例】所得税の税額控除を選択 年収300万円の方が、1万円寄附した場合



所得税 (10,000円－2,000円) ×40% = 3,200円

個人住民税 (10,000円－2,000円) ×10% = 800円 合計4,000円が税額から控除

(注1) 寄附金の額の合計額は所得金額の40%、税額控除額は所得税額の25%相当額が限度です。

(注2) 所得控除の場合には控除税額は1,200円となります(所得税率5%)。

所得税 (10,000円－2,000円) ×5% = 400円

個人住民税 (10,000円－2,000円) ×10% = 800円 合計1,200円

※「寄附金控除」を受けるためには、確定申告を行う必要があります。その際に、寄附金控除に関する事項を記載した確定申告書に、寄附した団体などから交付を受けた受領書などを添付して提出するか、申告書提出の際に提示する必要があります。

②JGAPの最新情報をご提供いたします。

◆寄附金の使用用途

寄附金は、JGAPの開発事業に使用します。

法人が日本GAP協会に寄附する場合は、裏面をご覧ください。



日本GAP協会への寄附をお考えの皆様 ⇒ 電話：03-5215-1112